

平成30年（ワ）第1324号 不実告知等差止請求事件

原告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

被告 株式会社関西住宅設備 外1名

準備書面（4）

令和元年6月12日

神戸地方裁判所 第4民事部合議係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士 志 和 謙 祐



第1 特商法58条の18に基づく妨害排除請求権が認められることはない

1 概要

特商法58条の18第1項によると、「役務提供事業者が、訪問販売に関し、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるとき」には「当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる」とされている。

原告は、本件においては、同条項に基づく妨害排除請求をするための要件事実につき、以下のとおり整理されると主張する（訴えの追加的変更申立書・3～4頁）。

- ① 原告が適格消費者団体であること。
- ② 被告らが、i) 訪問販売にかかる契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、ii) クーリング・オフに関する事項その他購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの（特商法6条1項

5号、同法6条1項7号)につき、iii)不実のことを告げる行為を、iv)不特定かつ多数の者に対して、v)現に行ったこと

2 反論

しかし、被告がクーリング・オフを妨害する目的で不実のことを告げる行為をするおそれは存しない。

被告らは、平成30年10月以降、契約書の改訂を行い(乙1、2)、被告ら所属の従業員に対し、クーリング・オフに関する理解を深めてもらうべく教育をし、契約書締結の際にも顧客が誤解することがないよう十分な説明ができるように教育した。

それから既に約8か月が経過しているが、被告ら所属の従業員も十分に理解をして作業をしてくれている。被告らとしては、今後も定期的に勉強会や面談等を開催して従業員の理解を深めていく予定である。

これら状況からすれば、被告らが不特定かつ多数の顧客に対し、訪問販売にかかる契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、クーリング・オフに関する事項その他購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについて不実のことを告げる行為を「現に行い又は行うおそれがある」状況にあるとは到底言えない。

以上